

津環社高第166号
令和2年4月15日

小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様

津山市環境福祉部
社会福祉事務所高齢介護課長

新型コロナウイルス感染症に関するサービス利用調整等の検討について

介護保険行政の推進につきましては、平素からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言が7都府県に発令されました。また、岡山県では16名の感染が確認されています。本市では新型コロナウイルス感染症患者は確認されていませんが、今後、感染が確認され、感染が拡大する場合は通所系・短期入所系サービスの利用が制限されるおそれも考えられます。

つきましては、別紙1の例示を参考に、介護保険サービスの利用調整や代替プラン等について利用者やその家族と相談のうえ、あらかじめご検討いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

津山市環境福祉部高齢介護課
〒708-8501 岡山県津山市山北520
電 話：0868-32-2070（直通）
担 当：庶務・事業者班

別紙 1

サービス提供の縮小に備えたサービス利用調整の事例

1 利用者の状況の把握

利用者の体調、家族環境、緊急連絡先等を再確認する。

2 サービス利用調整の検討

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する場合には通所系・短期入所系サービスの利用が制限されることを想定し、サービス提供の縮小に備えた利用者ごとの対応を検討する。

例えば、訪問のみへのプラン変更、利用回数の削減、通いサービスの短縮、利用の中止などを踏まえ検討する。

3 利用者・家族への説明

サービス内容に変更があり得ることを、利用者または家族に対して丁寧に説明する。

緊急事態宣言が発令された7都府県や感染が確認されている地域から利用者家族が介護のため利用者の居宅を行き来している場合は、外出自粛要請の趣旨、感染拡大防止の必要性を今一度ご理解いただくよう説明をお願いいたします。